

令和5年度

# 新任自治会長研修会資料

伊丹市自治会連合会

# 目次

## 基礎知識

自治連ブロック（小学校区）位置図	P 2
伊丹市の自治会数	
伊丹市のコミュニティ活動組織	P 3
地域自治組織	P 5
（1）地域自治組織のイメージ	
（2）設立の要件	
（3）専門部会と伊丹市、各種団体との関係	
伊丹市自治会連合会組織図	P 7
単位自治会への支援・加入促進の取り組みについて	P 8
（1）自治連から単位自治会への支援策	
（2）行政での自治会加入促進への取り組み	P 11
（3）自治会での加入促進への取り組み（一例）	P 13
地域への主な交付金・補助金など	P 14
単位自治会向けコミュニティ活動補助金	P 16
（1）第2号事業	
（2）第3号事業	
（3）申請の流れ	
行政事務委託契約	P 17
（1）委託される事務及び事業	
（2）申請（契約）の流れ	
（3）各種団体への推薦	
（4）伊丹市コミュニティ掲示板	
まちづくり出前講座の実施・市民まちづくりプラザ	P 19
共同利用施設等	P 20
名簿（個人情報）の取り扱い	P 21
まちづくり推進課紹介	P 22

## こんなときどうする？

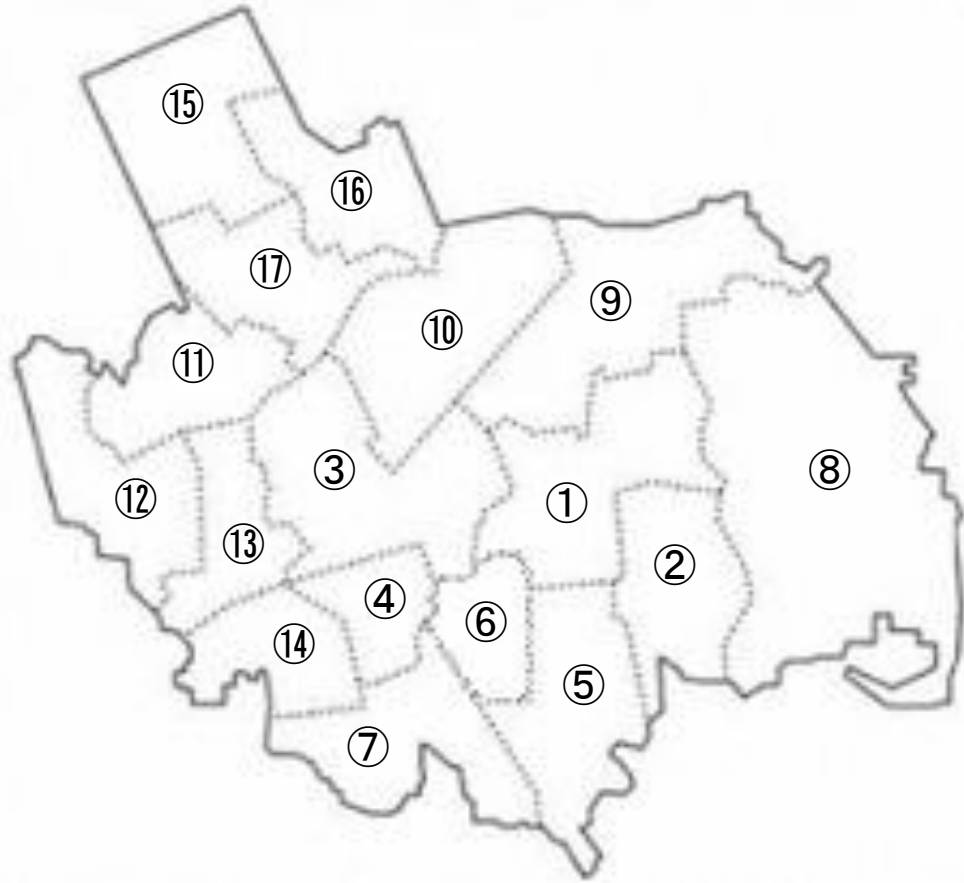
自治会が関連する行政部局と組織図	P 24
ごみステーションへの不法投棄対応	P 25
ごみステーションの備品貸与	
ごみステーションのカラス対策（あぜ板枠の貸与）	P 26
資源物の持ち去り対策	
再生資源集団回収奨励金制度	P 27
地域清掃時の軍手・ごみ袋の提供とごみの収集	
草刈機貸出、犬・猫の糞害や野良猫等の対応	P 28
犬・猫等の死体処理、空き家対策	P 29
アライグマの捕獲、繁殖期のカラス対策	P 30
ハチの巣の駆除	P 31
放置自転車を発見した場合	P 32
街路灯の故障時、公園灯の故障時	P 33
イベント時の保険	P 34

## 参考資料

各種団体の活動内容と事務局	P 36
スポーツクラブ21、自主防災会	P 38
災害に備え知っておきたいこと	P 39
リーフレット「あなたも自治会へ」	P 40
住宅開発情報の提供	P 42
（自治会加入への早期アプローチ）	
安全・安心見守りネットワーク、スクールガード	P 43
電話帳（自治会が関連する行政・関係機関）	P 44

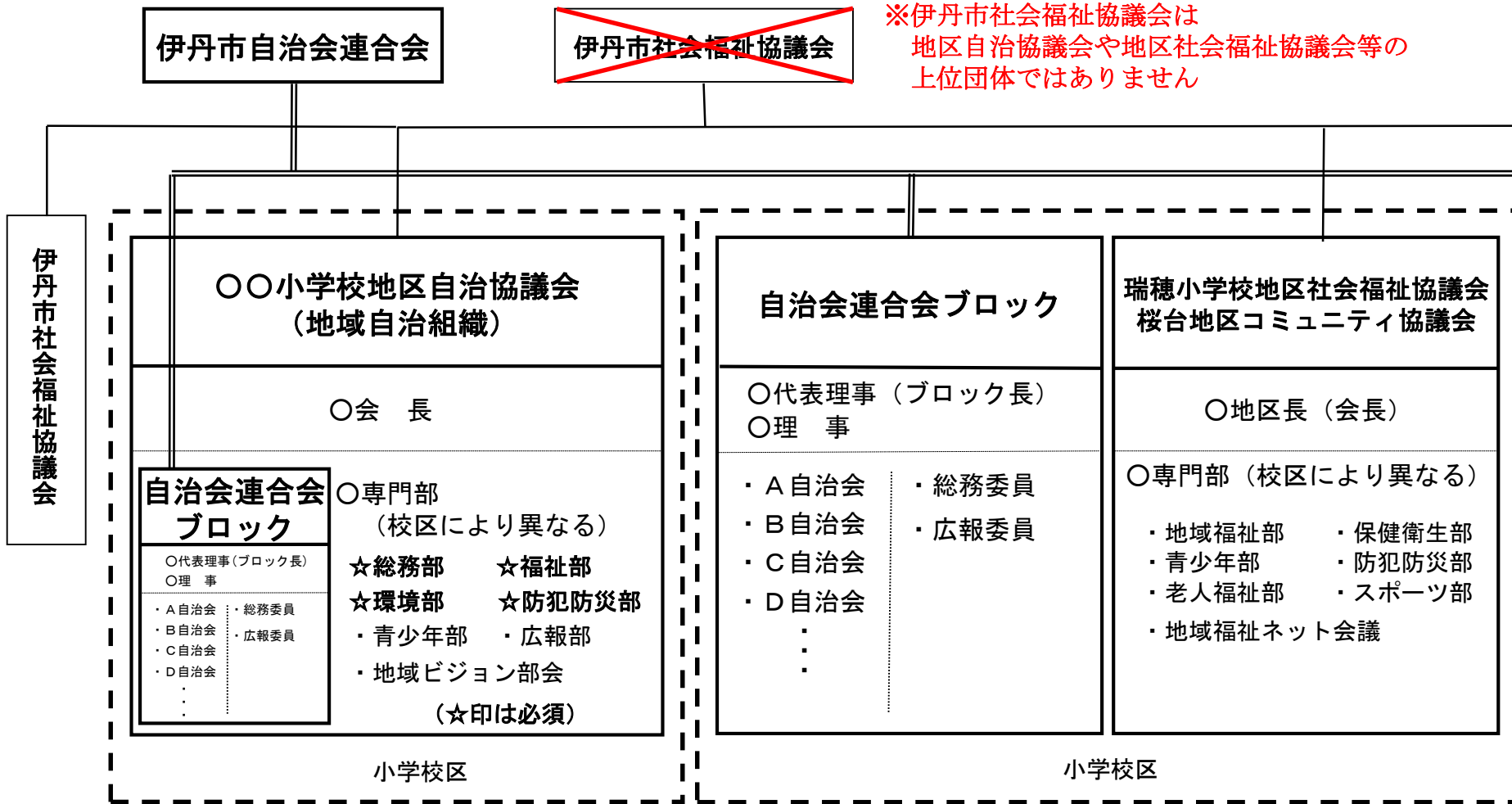
# 自治連ブロック（小学校区）位置図

# 伊丹市の自治会数



項	ブロック名	自治会数	自治連加入自治会数
①	伊丹	25	21
②	有岡	13	13
③	稲野	13	13
④	摂陽	10	10
⑤	南	12	10
⑥	鈴原	6	6
⑦	笹原	18	18
⑧	神津	10	10
⑨	緑丘	6	6
⑩	瑞穂	6	6
⑪	桜台	8	7
⑫	池尻	29	28
⑬	花里	10	9
⑭	昆陽里	12	9
⑮	天神川	7	7
⑯	萩野	3	3
⑰	鴻池	8	8
合計		196	184

# 伊丹市のコミュニティ活動組織（1 / 2）



※部会名は各地域自治組織の判断による

地域自治組織実施校区（令和5年3月末現在）

伊丹、笹原、稲野、緑丘、池尻、有岡、摂陽、神津、花里、昆陽里、天神川、鈴原、荻野、南、鴻池（15小学校区）

※瑞穂・桜台地区については、令和6～7年に地域自治組織実施予定

# 伊丹市のコミュニティ活動組織（2 / 2）

## 自治会連合会ブロック

- 代表理事（ブロック長）
- 理事

A 自治会	B 自治会	C 自治会	D 自治会	E 自治会	
・自治会長	・自治会長	・自治会長	・自治会長	・自治会長	伊丹市自治会連合会
	・民生委員児童委員	・民生委員児童委員	・民生委員児童委員	・民生委員児童委員	伊丹市民生委員児童委員連合会
・少年補導委員	・少年補導委員	・少年補導委員		・少年補導委員	伊丹市少年補導委員連合会
	・少年補導員		・少年補導員	・少年補導員	※ 市内に連合組織はなし 事務局は伊丹防犯協会
・保護司		・保護司			伊丹市保護司会
・老人クラブ会長	・老人クラブ会長		・老人クラブ会長	・老人クラブ会長	伊丹市老人クラブ連合会
		・婦人会長	・婦人会長		伊丹市連合婦人会
	・子ども会代表	・子ども会代表			伊丹市子ども会連絡協議会

スポーツクラブ 21

伊丹市少年育成協会

伊丹心身障害対策市民懇談会

自主防災会

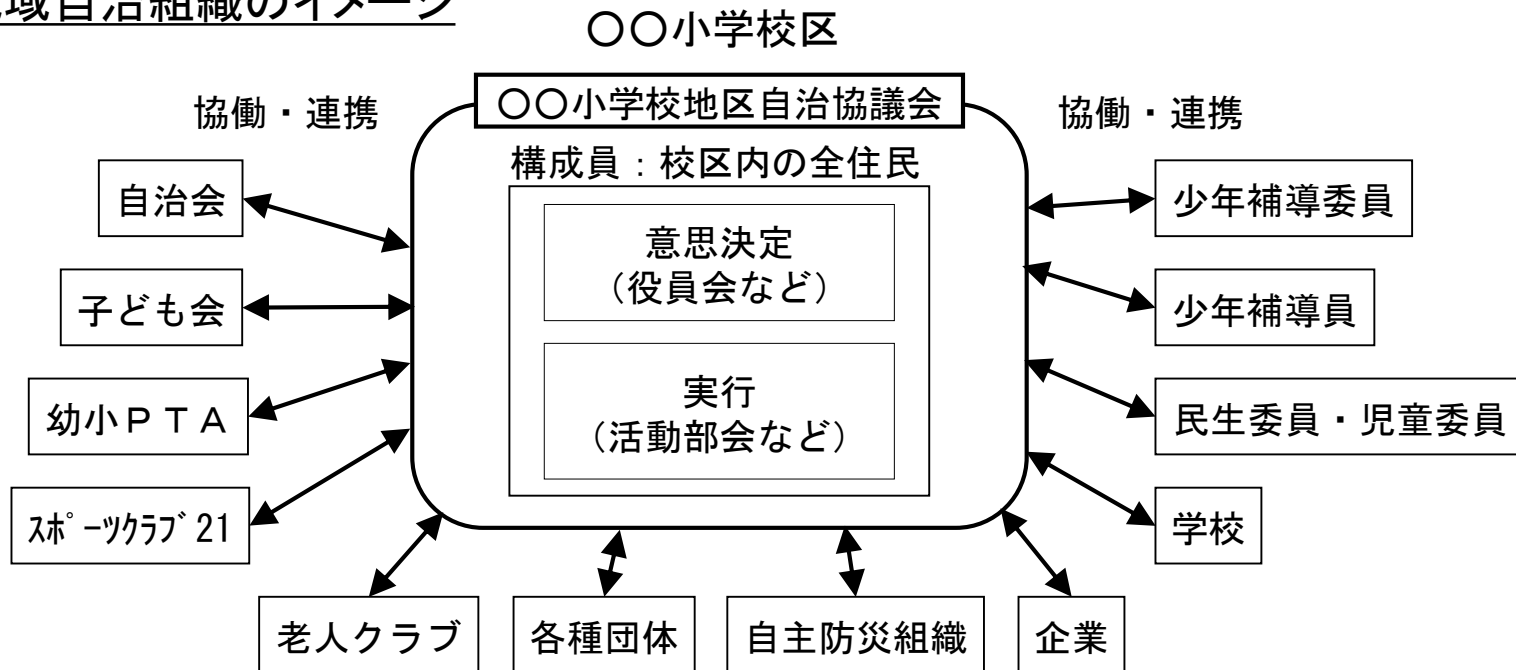
夏まつり実行委員会

伊丹防犯協会

※各種団体の活動内容と事務局は参考資料(P36・37)を参照

# 地域自治組織

## (1) 地域自治組織のイメージ



※一部を除き、各種委員・団体等を構成員とするかどうかは、各地域自治組織の判断による。

## (2) 設立の要件 地域自治組織を設立する際には、次に掲げる要件を満たす必要がある。

### 【地域代表性】

小学校区内のすべての住民で構成されており、意思決定に住民の意見が反映されていること。

### 【民主性、透明性】

規約が整備されており、意思決定、役員を選出方法、会計等が民主的で透明性をもった運営を行っていること。

### 【開放性】

小学校区内の誰もが希望に応じて活動等に参加できること。

また、取組の経過等を地域住民の誰もが知ることのできる体制を有すること。

### (3) 専門部会と伊丹市、各種団体との関係

A 地域自治組織	B 地域自治組織	C 地域自治組織	連絡会	事務局
総務部	総務部	総務部	ブロック長会	まちづくり推進課
福祉部	福祉部	福祉部	福祉部連絡会	地域・高年福祉課 市社会福祉協議会
環境部	環境部	環境部	環境部連絡会	生活環境課
防犯防災部	防犯防災部	防犯防災部	防犯防災部連絡会	危機管理室 都市安全企画課 消費生活センター
青少年部 広報部 : その他	青少年部 広報部 : その他	青少年部 広報部 : その他	その他の部会は 必要に応じて 相談・連携	関係各部署

横串

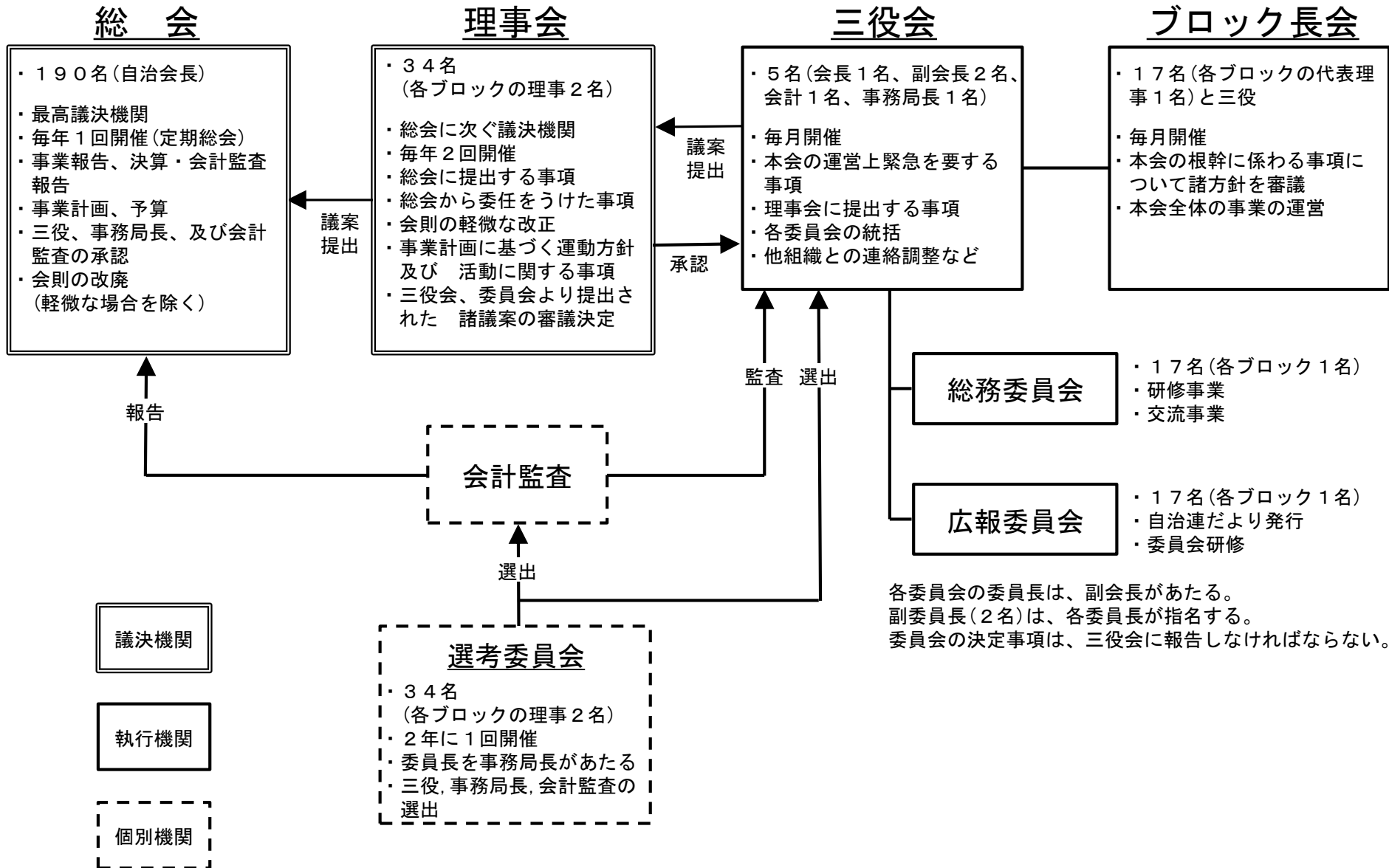
縦串

総務部・福祉部・環境部・防犯防災部の4つの部会は、地域自治組織設立にかかる必須部会となっています。

○地域自治組織の各専門部の活動、連携(縦串)

○各専門部と各連絡会、伊丹市の各関係部署との連携強化・協力体制の構築(横串)

# 伊丹市自治会連合会組織図





# 単位自治会への支援・加入促進の取り組みについて

## 自治会が抱える課題

- ・ 担い手不足、高齢化
- ・ 依頼事務の増大
- ・ 加入率の低下



## 今後懸念される事象

- ・ 地域での意見聴取が困難になる
- ・ きめ細かな事業実施が困難
- ・ これまで実施してきた事業の休止

これら課題の解決に向けて実施されている自治会連合会や行政での取り組み  
自治会での加入促進の取り組みについて具体的な活動を紹介します

## (1) 自治連から単位自治会への支援策

※行政と協力・連携しながら実施

### ①自治会研修会：10月末頃開催

自治会活動に役立つ内容の講演会を開催するとともに、講演会終了後には講師を交えた参加者どうしの交流・情報交換を目的とした懇親会を実施。

令和4年度は、兵庫県尼崎市の猪名寺自治会会長である内田大造氏に、地域の活力・愛着が失われつつあった地域で、いかにして住民主体のまちづくりに取り組まれてきたのかについて、ご講演いただいた。



## ②管外研修会：9月～11月頃開催

一泊二日で、先進的な取り組みをされている団体や施設を視察。

令和4年度は、結ネット（スマホ・パソコン等で回覧・情報共有ができるアプリ）を導入されている愛知県小牧市を視察し、導入に至る経緯や課題・今後期待される効果について伺った。



## ③ホームページでの情報提供

- ・令和4年3月に、自治会連合会のホームページを開設。
  - 自治会活動に役立つマニュアル
  - 市内自治会の活動事例
  - 自治会連合会の広報コンテンツ

※自治会連合会ホームページのURL

<https://itamiziren.jimdofree.com/>



### 自治会活動のヒント集



#### ④ 物品の貸出

- ・ 自治会や地域のイベント開催や事業実施時にご活用ください。
- ・ 要予約 まちづくり推進課（780-3533）まで

#### ■ のぼり旗

- ・ 自治会や地域のイベント開催時に、自治会加入の呼びかけにご活用ください。



#### ■ 紅白幕（伊丹市自治会連合会刺繍入り）

- ・ 1. 8m×9m 10枚
- ・ これまでの伊丹市からの貸出分に加え、自治会連合会加入自治会向けに令和元年度購入



#### ■ 非接触型温度計 10台

## (2) 行政での自治会加入促進への取り組み

※自治会連合会と協力・連携しながら実施

### ① 転入者への自治会加入促進

- ・ 市民課窓口にて、まちづくり推進課へ誘導
- ・ まちづくり推進課にてリーフレット「あなたも自治会へ」を配布
- ・ 該当自治会名・自治会長の連絡先等を案内



自治会長へのお願い

【参考資料P40～41に拡大図あり】

※年度当初にまちづくり推進課へ提出された「自治会組織調書」の下方に記載の自治会長個人情報の取り扱い欄で、「照会に同意」に○を記入されなかった方はまちづくり推進課へご連絡いただければ変更可能です

### ② まちづくり出前講座

(自治会・地域活動等についての出張講座)



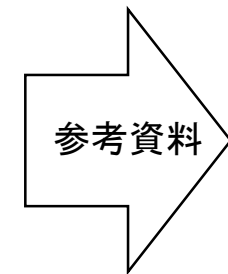
### ③自治会設立に向けた個別説明、規約案等の資料提供

- ・自治会や地域活動、自治会設立等について、まちづくり推進課職員が出向いて説明

※申し込み・問い合わせはまちづくり推進課まで

### ④住宅開発情報の提供（自治会加入への早期アプローチ）

- ・開発事業者の同意が得られた案件の開発情報（住所・戸数等）を自治会長、ブロック長に提供（2戸以上の住宅開発の場合は、開発事業者より市に申請がある）



参考資料参照  
P42

### ⑤自治会加入促進マニュアルの配布

- ・集合住宅における自治会加入促進に焦点を絞り作成
- ・住宅開発の流れや自治会加入を呼びかける案内文の雛形等を掲載

※自治会連合会と協働で作成

### (3) 自治会での加入促進への取り組み（一例）

- ①自治会の役員が転入者等に対してチラシを渡して加入を勧める
- ②自治会の行事や、加入のメリットを説明している
- ③ホームページやSNSを活用した情報発信で、活動を知ってもらう



加入のお誘い、こんな声かけをしています！



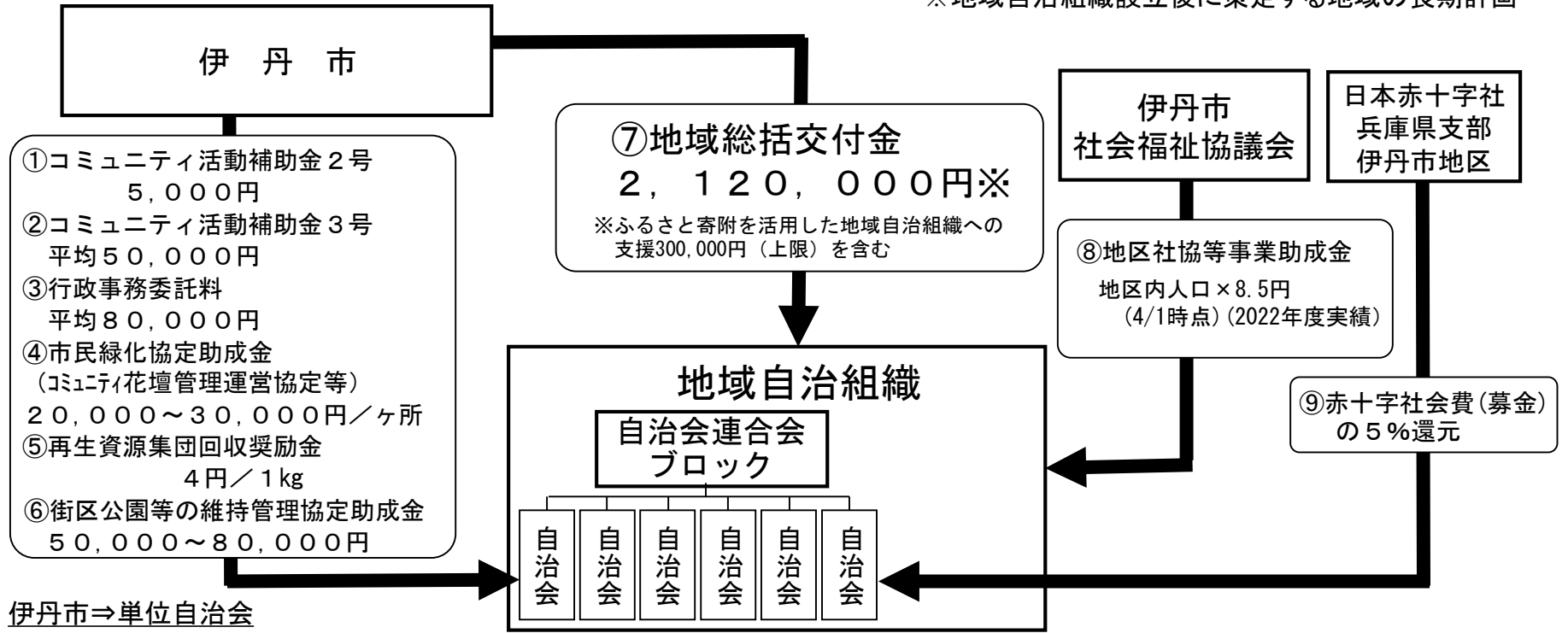
- ・ 災害時など、「もしもの時」に協力しあえる「保険」のようなものですよ
- ・ 地域のお困りごとを、みんなで解決したり、地域の声として行政に届けることができますよ
- ・ 地域でいろいろな世代の方と交流できますよ
- ・ 地域であいさつができる顔見知りが増えますよ
- ・ 子どもたちが、もちつきや夏祭りなど、季節の行事を体験できますよ





# 地域への主な交付金・補助金など（「地域ビジョン※」策定済みのブロック）

※地域自治組織設立後に策定する地域の長期計画



## 伊丹市⇒単位自治会

- ①コミュニティ活動補助金2号 (年3回以上の継続的地域環境美化活動)
- ②コミュニティ活動補助金3号 (文化・レクリエーション活動)
 

100世帯以下	40,000円
500世帯以下	80,000円
501世帯以上	110,000円

 ※当該事業費の1/2を補助
- ③行政事務委託料
 

50世帯以下	16,500円+世帯数×150円
100世帯以下	22,000円+世帯数×150円
101世帯以上	27,500円+世帯数×150円
- ④市民緑化協定助成金 緑化維持管理協定…3万円、コミュニティ花壇管理運営協定…2万円
- ⑤再生資源集団回収奨励金
- ⑥街区公園等の維持管理協定助成金 (規模によって金額変動あり)

## 伊丹市⇒地域自治組織

- ⑦地域総括交付金
  - ・コミュニティ活動補助金1号 (生活安全活動)
  - ・コミュニティ活動補助金3号 (文化・レクリエーション活動)
  - ・コミュニティ活動補助金5号 (子どもの企画する事業等)
  - ・コミュニティ活動補助金6号 (家庭・地域の教育力向上等)
  - ・地区社協等運営・事業助成金 (基礎額)
  - ・広報業務・基盤強化・消耗品
  - ・防犯グッズ助成金
  - ・福祉ネット会議補助
  - ・災害対策活動支援
  - ・地域ふれ愛交流バスツアー助成金
  - ・事務局強化 (担い手確保)

## 伊丹市社会福祉協議会⇒地域自治組織

- ⑧地区社協等事業助成金 (地区内人口(4/1時点)×8.5円) (2022年度実績)

## 日本赤十字社兵庫県支部伊丹市地区 (事務局: 伊丹市社会福祉協議会) ⇒単位自治会

- ⑨赤十字社会費(募金)の5%還元

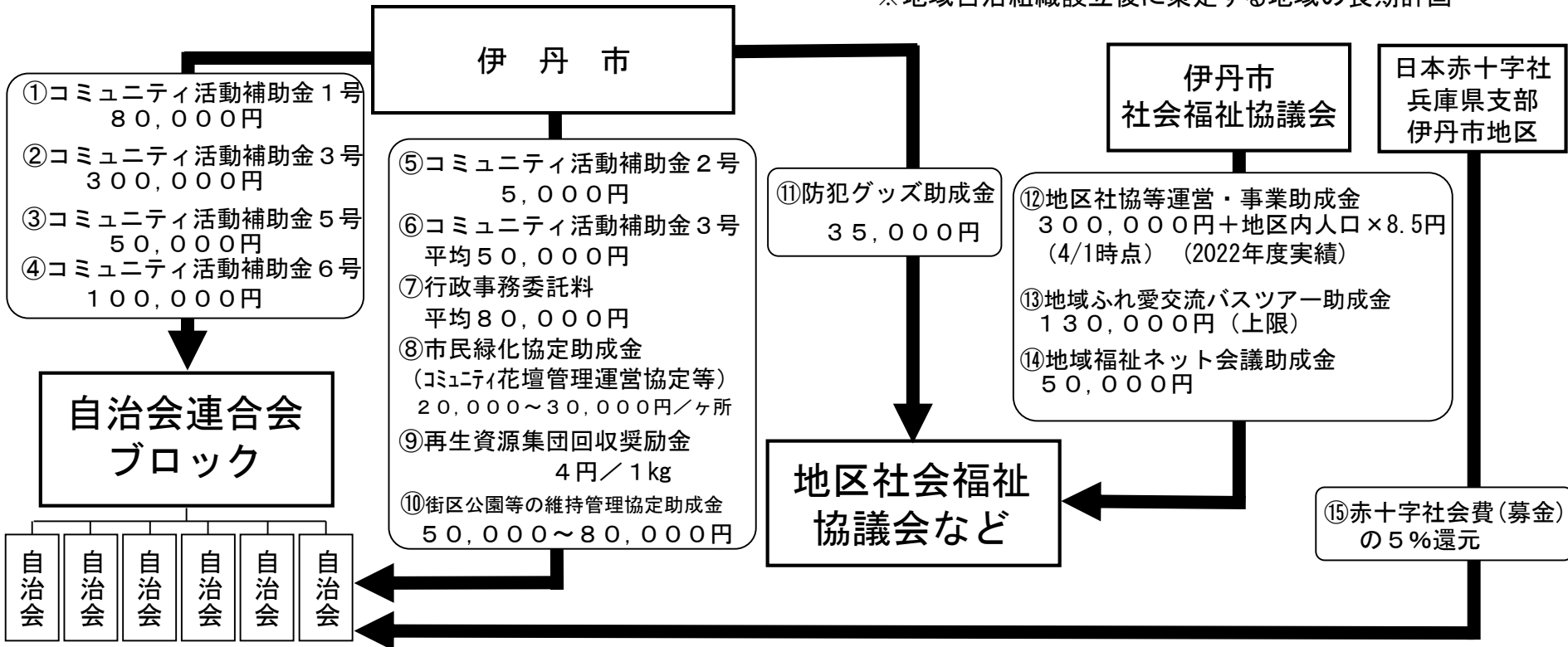
※取扱いをした自治会のみ該当するものもある

## 自治会連合会⇒自治連ブロック

自治連ブロック活動費  
2,000円×自治会数

# 地域への主な補助金・助成金など（「地域ビジョン※」を策定していないブロック）

※地域自治組織設立後に策定する地域の長期計画



## 伊丹市⇒ブロック

- ①コミュニティ活動補助金 1号（生活安全活動）
- ②コミュニティ活動補助金 3号（文化・レクリエーション活動）  
・当該事業費の3/4を補助
- ③コミュニティ活動補助金 5号（子どもの企画する事業等）
- ④コミュニティ活動補助金 6号（家庭・地域の教育力向上等）

## 伊丹市⇒地区社協など

- ⑪防犯グッズ助成金（防犯活動用物品の現物支給、上限35,000円）

## 伊丹市社会福祉協議会⇒地区社協など

- ⑫地区社協等運営・事業助成金（300,000円+地区内人口×8.5円）
- ⑬地域ふれ愛交流バスツアー助成金（バス代のみ：130,000円上限）
- ⑭地域福祉ネット会議助成金（地域福祉ネット会議実施校区）

## 日本赤十字社兵庫県支部伊丹市地区（事務局：伊丹市社会福祉協議会）

### ⇒単位自治会

- ⑮赤十字社会費（募金）の5%還元

## 伊丹市⇒単位自治会

- ⑤コミュニティ活動補助金 2号（年3回以上の継続的地域環境美化活動）
- ⑥コミュニティ活動補助金 3号（文化・レクリエーション活動）

100世帯以下	40,000円	※当該事業費の1/2を補助
500世帯以下	80,000円	
501世帯以上	110,000円	

- ⑦行政事務委託料
- ⑧市民緑化協定助成金（緑化維持管理協定…3万円、コミュニティ花壇管理運営協定…2万円）
- ⑨再生資源集団回収奨励金
- ⑩街区公園等の維持管理協定助成金（規模によって金額変動あり）

## 自治会連合会⇒自治連ブロック

自治連ブロック活動費  
2,000円×自治会数

※取扱いをした自治会のみ該当するものもある



# 単位自治会向けコミュニティ活動補助金

## (1) 第2号事業

(継続的地域環境美化活動)

- ・ **年3回以上**の地域清掃活動実施で **5,000円**を補助



## (2) 第3号事業

(文化・レクリエーション・研修・コミュニティ誌発行等事業)

- ・ 世帯数毎の限度額に基づき、**経費の1/2**を補助

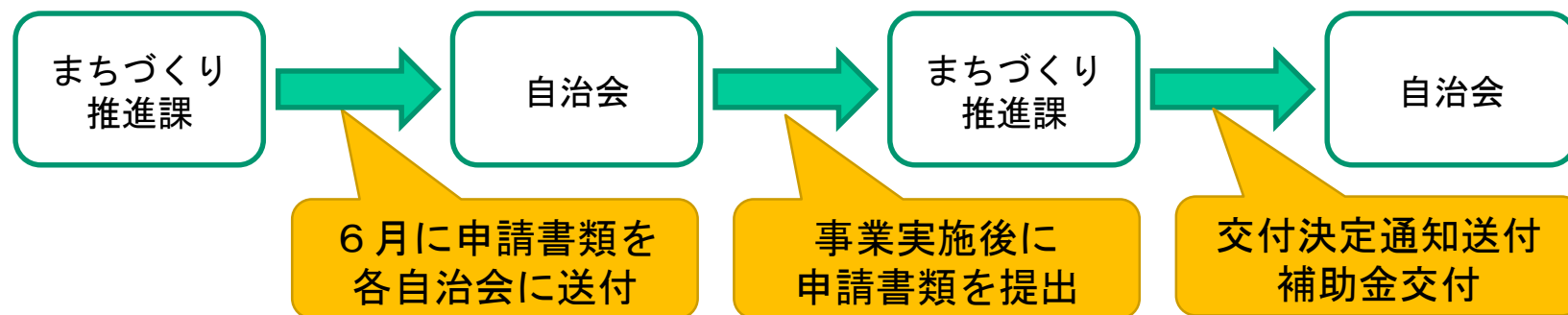
例えば・・・ **200世帯**の自治会がバスツアーを実施して経費が**14万円**だった場合、  
補助金額は  $14万円 \times 1/2 = 7万円$  となる。

※限度額が8万円のため、経費が16万円以上かかっても補助金額は8万円。**複数の事業経費での申請も可**

**注意**

- ・ 人件費、飲食費等は**補助対象外**
- ・ かかった経費の**領収書・明細書の写し**を添付

## (3) 申請の流れ



★提出締切は **3月末**となり、原則**申請書提出の翌月末**に指定口座へ振り込み

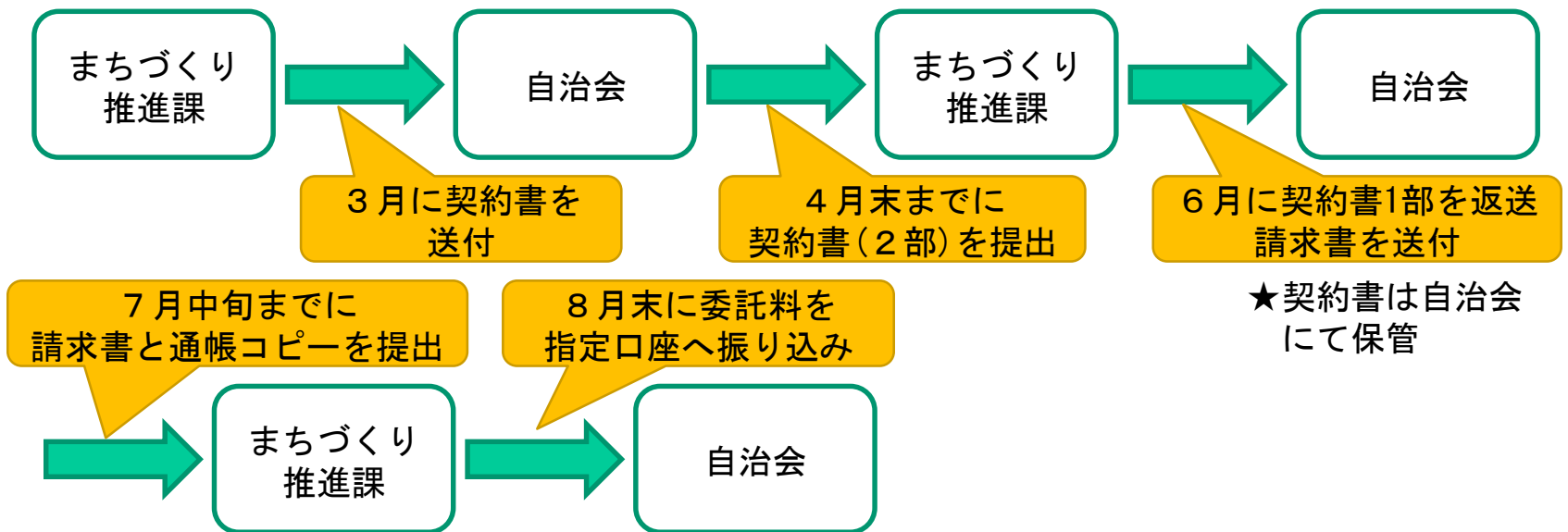
★第2号事業、第3号事業の、**どちらか一方の申請でも可**

# 行政事務委託契約（1 / 2）

## （1）委託される事務及び事業

- ①市が発行する各種文書の配布及び回覧
- ②児童遊園地の日常清掃など
- ③各種団体等への推薦に関すること**
- ④投票管理者、投票立会人の推薦及び選挙啓発文書の回覧
- ⑤伊丹市コミュニティ掲示板の日常管理**
- ⑥その他公共の福祉の向上に関すること

## （2）申請（契約）の流れ



# 行政事務委託契約（2 / 2）

## （3）各種団体への推薦

推薦元	委員名等	団体/担当課	任期等
単位自治会	住宅・土地統計調査 調査員	総務課（統計担当）	5年毎の調査に合わせて抽出地域選出 （抽出地域のみ）県知事より任命 ※次回は令和5年（2023年6月～7月頃）（予定）
	国勢調査 調査員	総務課（統計担当）	5年毎の調査に合わせて選出 総務大臣より任命 ※次回は令和7年（2025年）（予定）
ブロック	伊丹市少年補導委員	少年愛護センター	2年（再任可） 教育委員会からの委嘱

## （4）伊丹市コミュニティ掲示板

伊丹市コミュニティ掲示板は、各小学校区にそれぞれ10箇所程度あり、現在167箇所に設置されている。



- 掲示できるもの  
行政情報、公共的団体の活動、  
及び自治会等の地域活動に係るもの
- 掲示物の大きさ  
B3サイズ  
(365ミリ×515ミリ) まで
- 掲示期間 2週間以内

※市民生活に重要な行政情報、または行政や  
地域による啓発ポスターはその限りではない。

検認印のある物のみ掲示可

- ・ 掲示期限が入っている
- ・ 掲示期限を過ぎた場合は  
申請者が回収を行うが、  
もし期限を過ぎても掲示  
されている場合は、自治  
会にて回収・破棄可



**地元自治会長が自治会等の活動に係るものと認めれば掲示可（検認印は不要）**

**重度の破損や腐食がありましたら、まちづくり推進課までご連絡下さい。**

# まちづくり出前講座の実施

問い合わせ先：まちづくり推進課 ☎780-3533

**受講費無料**  
平日は21時まで開催  
休日は17時まで開催


《まちづくり出前講座とは》

市の様々な取り組みについて、皆さんが選んだテーマについてわかりやすく説明し、参加者の皆さんと意見交換を行います。  
対面での講座に加え、オンラインで開催できる講座もありますので、自治会活動や身近な市民活動の一コマとして、気軽にご利用ください。

《申し込み方法》

- ①テーマを選ぶ
- ②日時・会場を決める
- ③申込書を書く

お申し込みはこちら



**伊丹市 出前講座 検索**

※ 講座の一覧は、左記二次元コードより市HPでご確認いただくほか、市内各公共施設にも配架しております。

④まちづくり推進課へ申し込む

⑤講座担当課と日程・講座内容調整

⑥まちづくり推進課から決定通知送付

⑦講座開催



スポーツを通じた健康づくりや応急手当講習など豊富なテーマを取り揃えています

## 市民まちづくりプラザ

問い合わせ先：市民まちづくりプラザ ☎780-1234

- ①自治会活動に関する困りごと（団体運営、活動内容、運営費用等）について相談ができます。
- ②まちづくり活動に役立つ講座を受講することができます。（講座例は下記のとおり）
- ③市内で活動している団体との連携に係るコーディネートに依頼できます。

**【講座例】**

『情報発信に関する講座』  
・チラシ作成講座 ・広報誌作成講座

『団体、事業運営に関する講座』  
・事業計画書作成講座 ・助成金活用講座

『オンラインツール活用に関する講座』  
・Zoom練習会 ・公式LINE活用講座



Lit.Link

左の二次元コードからまちプラのHP・Facebook・Instagramにアクセスできます。

LINE公式アカウントの運用を開始しました。講座情報などを発信しておりますので、是非ご登録ください。



# 共同利用施設等

## ①共同利用施設等とは

- ・ 航空機騒音による障害の緩和、地域住民のコミュニティ活動の推進のための施設
- ・ 市内に計72施設（令和5年4月1日現在）

## ②共同利用施設等の管理について

- ・ 各共同利用施設等には指定管理者制度を導入
- ・ 地域住民で構成された管理運営委員会に指定管理委託
- ・ 管理運営委員会は多くの場合、複数の自治会等で構成されている。



## ③利用について

- ・ 開館日時：原則、日曜・祝日・年末年始以外の午前9時から午後9時
- ・ 利用対象：全ての伊丹市民  
但し、布教活動や宗教行事及び営利を目的とした営業活動での使用は不可

## ④利用料金について

- ・ 協力金 = 部屋の広さにより概ね500円～1,000円／4時間（各管理運営委員会の収入）
- ・ 光熱費 = 通常期100円／1時間 夏・冬季200円／1時間（市の収入）

地域コミュニティ活動（自治会活動等）としての利用は無償。

# 名簿（個人情報）の取り扱い

会員名簿の作成等で個人情報を集めたり、保管する場合は以下の点に注意。

## 注意すべき点

### ①個人情報を集める前

利用目的の特定 個人情報の利用目的をあらかじめ特定する。

### ②個人情報を集めるとき

利用目的の通知・公表 本人から書面で個人情報を取得する場合には本人に対して利用目的を明示する。

### ③個人情報の保管

適切な管理 個人情報の漏洩防止のため、盗難や紛失がないよう、適切な管理を行う。

※会員名簿等を、配布先の会員に対して、盗難や紛失、転売したりしないように注意を呼びかけることも重要。

## 例) 自治会加入届け

入会届			○×自治会
世帯主	配偶者	ご住所	電話番号

※ご記入頂いた情報は、自治会活動以外で使用する事はありません。



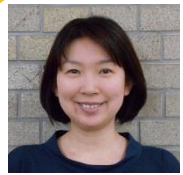
# まちづくり推進課紹介



・森田 幸輝（市民自治部参事 兼 まちづくり室室長）



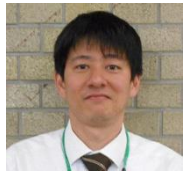
## 【コミュニティ推進グループ】



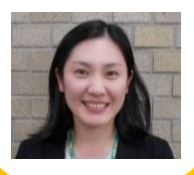
・北村 浩一朗（課長・統括コミュニティ推進員）



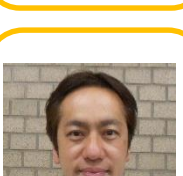
・尾崎 久美子 担当校区：有岡・荻野・天神川



・西川 達哉 担当校区：伊丹・神津・桜台



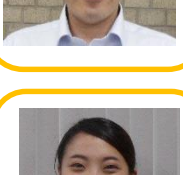
・島崎 勝 担当校区：摂陽・鈴原



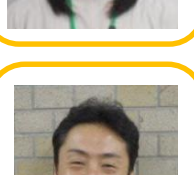
・野口 日加里 担当校区：南・鴻池・笹原



・浅井 章一 担当校区：昆陽里・花里



・大成 千絵 担当地区：緑丘・瑞穂



・仲本 雅美 担当地区：稲野・池尻



・木香 和允



## 【参画・協働グループ】

まちづくり基本条例・市民まちづくりプラザ・  
まちづくり出前講座・公募型協働事業提案制度  
などを担当

まちづくり推進課は市役所1階に  
あります  
何かあれば気軽に相談下さい



## こんなときどうする？

自治会が関連する行政部局と組織図	P 2 4
ごみステーションへの不法投棄対応、備品貸与	P 2 5
ごみステーションのカラス対策（あぜ板枠の貸与）	P 2 6
資源物の持ち去り対策	
再生資源集団回収奨励金制度	P 2 7
地域清掃時の軍手・ごみ袋の提供とごみの収集	
草刈機貸出、犬・猫の糞害や野良猫等の対応	P 2 8
犬・猫等の死体処理、空き家対策	P 2 9
アライグマの捕獲、繁殖期のカラス対策	P 3 0
ハチの巣の駆除	P 3 1
放置自転車を発見した場合	P 3 2
街路灯の故障時、公園灯の故障時	P 3 3
イベント時の保険	P 3 4



# 自治会が関連する行政部局と組織図

課名	単位自治会と関係する主な業務	電話番号
まちづくり推進課	自治会活動全般、自治会連合会、共同利用施設、まちづくり出前講座、市民まちづくりプラザに関すること	072-780-3533
生活環境課	ごみステーション（申請手続等）、地域猫、空き家に関することなど	072-781-5371
環境クリーンセンター	ごみの回収、不法投棄に関すること、ごみの減量、資源物の持ち去りに関すること、放置自転車に関すること、アライグマの目撃やカラス被害に関することなど	072-782-0968
都市安全企画課	安全・安心見守りカメラに関することなど	072-784-8055
道路保全課	街路灯、カーブミラー、道路の維持補修に関することなど	072-784-8058
公園課	公園（街区公園・児童遊園地等）の維持補修に関することなど	072-784-8134
みどり自然課	市民緑化協定（コミュニティ花壇等）に関することなど	072-780-3521
地域・高年福祉課	民生委員・児童委員に関することなど	072-784-8099
危機管理室	危機管理（災害、避難行動要支援者支援制度）に関することなど	072-784-8166

## 市民自治部

まちづくり室まちづくり推進課

まちづくり室生活環境課

環境クリーンセンター

## 都市交通部

交通政策室都市安全企画課

道路室道路保全課

みどり公園室公園課

みどり公園室みどり自然課

## 健康福祉部

地域福祉室地域・高年福祉課

## 総務部

危機管理室

# ごみステーションへの不法投棄対応

問い合わせ先：環境クリーンセンター ☎782-0968

- ① 『出した人は持ち帰って下さい』旨の張り紙をする。
- ② 不法投棄物の中に投棄者または所有者などに関する物（送付状や領収書）があれば警察に通報する。
- ③ 必要に応じて環境クリーンセンター（782-0968）へ連絡する。
- ④ 私有地や私道は、その所有者及び管理者が対応する。

## ごみステーションの備品貸与

問い合わせ先：生活環境課（市役所4階） ☎781-5371  
環境クリーンセンター ☎782-0968

### （1）貸与する備品

- ① ごみステーションの飛散防止ネット（緑色）
- ② ペットボトル用ネット（青色）
- ③ びん回収用コンテナ（青色）

### （2）手続き

- ① 生活環境課窓口で受け取る
- ② 環境クリーンセンターまで連絡。  
※配達も可能。



# ごみステーションのクラス対策（あぜ板枠の貸与）

問い合わせ先：環境クリーンセンター ☎782-0968

## ①貸し出しについて

自治会単位で行っており、ごみステーションのスペースや周辺道路の状況（道幅）、管理者や管理方法について、自治会長への確認・承諾を得た後ごみステーションを管理している自治会員に貸与を行っている。

## ②自治会未加入者に対する貸し出しについて

ごみステーションを使用している者の中から管理責任者を選任し貸与申込書に記名し申請

※ごみステーションについては諸条件も異なるため、設置可否等について、市民や自治会長と随時協議し対応。



# 資源物の持ち去り対策

問い合わせ先：環境クリーンセンター ☎782-0968

① 2019年7月1日より資源物（古紙類・古着類・空き缶）の第三者による持ち去りは条例により禁止されています。

② ごみの出し方と持ち去り禁止を明記した看板（右図）の配布を行っている。

③ 条例の周知と併せて市職員によりパトロールを行っている。

持ち去りの現場を発見した際には無理に声掛けなどはせず、持ち去られた日時・場所・使用車両等を市までご連絡ください。



# 再生資源集団回収奨励金制度

問い合わせ先：生活環境課（市役所4階） ☎ 7 8 1 - 5 3 7 1

- ① 市は家庭から排出される資源ごみの集団回収を実施している自治会などに奨励金を交付している
- ② 奨励金額は、新聞、雑誌、雑多な紙、段ボール、古着類、缶類、紙パックの回収量1kgにつき4円

## 地域清掃時の軍手・ごみ袋の提供とごみの収集

問い合わせ先：生活環境課（市役所4階） ☎ 7 8 1 - 5 3 7 1

- ① 地域の清掃を行なう場合、生活環境課にて軍手・ごみ袋を提供
- ② 清掃で出たごみは環境クリーンセンターにて収集・運搬

収集日の1週間前までにそれぞれへ連絡

生活環境課(☎ 7 8 1 - 5 3 7 1) 又は、環境クリーンセンター(☎ 7 8 2 - 0 9 6 8) まで

- ③ 小学校施設内等の清掃時は、各学校（施設）で処理を行うので、学校（施設）の指示に従う。



# 草刈機貸出

問い合わせ先：環境クリーンセンター ☎782-0968

- ① 代表者の氏名、住所、連絡先、作業予定場所、貸出希望期間（7日を超えない期間）必要台数を決めて「草刈機借用申請書」で申し込む。  
※希望に添えない場合もあるので、貸出希望期間は第2希望まで申請する。
- ② 貸出日当日は、環境クリーンセンターより代表者の自宅まで配達（その際、申請書に記入）
- ③ 作業終了後は草刈機を簡単に清掃する。
- ④ 返却日には、環境クリーンセンターから回収に来る。

# 犬・猫の糞害や野良猫等の対応

問い合わせ先：生活環境課（市役所4階）☎781-5371

- ① 啓発看板の提供（無償）
- ② 忌避剤（ネギイ）等の防止策についての情報提供  
（必要物品の購入はホームセンター等で）
- ③ 野良猫の不妊・去勢手術費用の一部を補助  
飼猫は対象外、市主催の講習会の受講が必要



# 犬・猫等の死体処理

## (1) 野良（犬・猫等）の死体処理

発見場所	対応について	連絡先
道路	市内道路上であれば環境クリーンセンター委託業者が収集。（国道、県道、市道いずれも可）	粗大ごみ受付センター ☎769-5380 月～金（祝日含む） 9:00～17:30 年末年始の業務は広報伊丹等で案内
民地・空き家	民有地への立ち入りはできないため、家主に立ち会ってもらるか、回収できる場所まで出す。	環境クリーンセンター ☎782-0968

## (2) 飼い（犬・猫等）の死体処理 ※有料

- ① 死体はビニール袋やタオルで包み、ダンボール箱などに入れる。
- ② 引取りの場合は **粗大ごみ受付センター ☎769-5380** まで連絡。
- ③ 持込みの場合は **市営斎場 ☎782-2176** まで  
市営斎場の受付は月～日 9:00～16:00  
友引も開場。休場日は1月1日・2日のみ。
- ④ 飼い犬が死亡した時は **生活環境課（市役所4階）☎781-5371** で登録抹消手続きが必要。

# 空き家対策

- (1) 総合窓口 **生活環境課（市役所4階）☎781-5371**
- (2) 建物の倒壊のおそれや屋根・外壁の脱落・飛散等のおそれがある場合 **建築指導課（市役所4階）☎784-8065**
- (3) 草木の繁茂・不法投棄がある場合 **環境クリーンセンター ☎782-0968**



# アライグマの捕獲

問い合わせ先：環境クリーンセンター ☎782-0968

- ①アライグマの箱罠による捕獲・駆除を希望する場合は、環境クリーンセンターに連絡する  
この時、発見場所等を伝える必要あり
- ②環境クリーンセンター職員にて現場確認、捕獲器の設置場所等を確認し、  
捕獲器を設置（おおむね2週間程度）  
民地など場所によっては捕獲器が設置できない可能性あり  
（建物内において対応を希望する場合は業者を紹介：有償）  
捕獲器の台数に限りがあるため、待機の可能性あり
- ③捕獲器の回収・駆除



## 注意

- ・ 個人での捕獲・駆除は法律で禁止されているので行わない
- ・ アライグマを発見してもエサを与えない
- ・ アライグマは凶暴なので手を出さない

# 繁殖期のカラスの対策について

問い合わせ先：環境クリーンセンター ☎782-0968

- カラスは繁殖期になると、卵や雛を守ろうとする野生の習慣から、巣に近づく人間を威嚇してくる
- ①雛の保護、巣の除去を希望する場合は、環境クリーンセンターに連絡する（道路等の公有地に限る）
  - ②環境クリーンセンター職員にて現場確認、巣の場所等を確認
  - ③委託業者により雛の保護、巣の除去等を実施  
（電柱に巣がある場合は、関電やNTT等の管理元に環境クリーンセンターより連絡、対応を依頼）  
対象：巣や雛が原因と思われるカラスの威嚇、攻撃により被害を受け、危険な状況であり、該当場所が私有地以外である場合。夜間・休日の対応は不可（私有地において対応を希望する場合は業者を紹介：有償）

## 注意

- ・ 個人での捕獲・駆除は法律で禁止されているので行わない
- ・ 巣に近寄らない
- ・ 傘や帽子等で後頭部を守る（カラスは後頭部を狙って威嚇します）

# ハチの巣の駆除

問い合わせ先：（一般社団法人）兵庫県ペストコントロール協会 ※有料での処理になります。  
☎0120-76-2633 携帯からは078-576-2633

伊丹市内で見かけるハチの種類は、アシナガバチ、ミツバチ、スズメバチなどの種類です。

ハチは春から夏にかけて活動的になってきます。

ハチの巣ができると怖いという気持ちですぐに駆除しなければと思いがちですが、ハチは草花の花粉を運び受粉のお手伝いをしたり、色んな害虫を食べてくれる益虫ですので、人間に害のないところに巣を作っていたり、飛んでいるだけの場合は、そっとしておいてください。



各種類の対処方法には、市ホームページで確認できます。  
右の二次元コードをスマートフォン等で読み取ってください。  
または、「Google」等の検索サイトで「伊丹市 ハチ」と検索してください。

## 注意

- ・スズメバチは非常に狂暴なので、ご自身で駆除は行わないでください。
- ・市では、ハチの巣の駆除を行いません。



# 放置自転車を発見した場合

問い合わせ先：環境クリーンセンター ☎ 782-0968

## ① 自治会等で状況を確認

○防犯登録番号○車体番号(防犯登録の無い場合)○放置場所○自転車の色



## ②伊丹警察署または最寄りの交番へ盗難届の有無を確認 伊丹警察署 (072-771-0110)

【盗難届が出ていた場合】



警察が自転車を回収

完了

【盗難届が出ていない場合】



伊丹市環境クリーンセンターへ  
072-782-0968

放置されている場所の管理者が、対応  
警告文を貼り付け、2週間後に撤去など

【参考】※放置場所が国県道で明確な場合はそれぞれにご連絡ください  
国道(171号線)の場合…  
近畿地方整備局 西宮維持出張所 (0798-35-6470)  
県道・国道(176号線)の場合…  
兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所 (0797-83-3206)

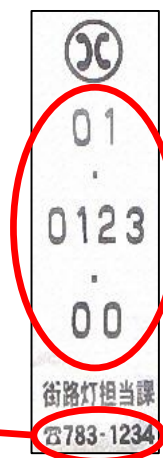
私有地・私道の場合、対応対象外  
(持ち主及び管理人などで対応)

## 街路灯の故障時

問い合わせ先：道路保全課（市役所4階） ☎ 784-8058

- ・ 電柱に表示されている街路灯番号（右図の例では【01-0123-00】）を市役所道路保全課（直通：784-8058）へ連絡する
- ・ 右図の表示が無いものは市の管轄外のため、管轄元で処理（市役所道路保全課に連絡すれば対応）

この電話番号は市役所の代表番号

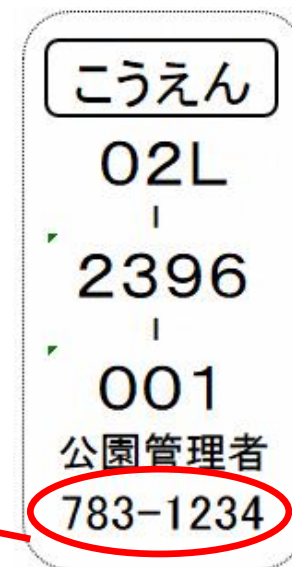


## 公園灯の故障時

問い合わせ先：公園課（市役所4階） ☎ 784-8134

- ・ 照明柱に表示されている公園灯番号（右図の例では【02L-2396-001】）を市役所公園課（直通：784-8134）へ連絡する
- ・ 右図の表示が無いものは市の管轄外のため、管轄元で処理（市役所公園課に連絡すれば対応）

この電話番号は市役所の代表番号



# イベント時の保険

保険名	内容	補償対象者	保険料負担元	問い合わせ先
自治会活動保険 (賠償責任保険)	自治会活動等に伴う賠償責任保険 (過失により他人の物を壊した、 もしくは他人にケガをさせた等)	自治会連合会 加入単位自治会	伊丹市 自治会連合会 ※1	(株)東京海上日動パートナーズかんさい 阪神支社(代理店) TEL 06-4960-8103
ひょうご福祉サービス 総合補償制度 (賠償責任保険)	地区社協等が主催・共催・運営する活動に伴う賠償責任保険(過失により他人の物を壊した、もしくは他人にケガをさせた等)	地域自治組織 地区社協 等	伊丹市 社会福祉協議会	(株)兵庫福祉保険サービス TEL 078-735-0166
行事保険 (普通傷害保険、 交通事故傷害保険)	行事中に発生した事故によるケガを補償	行事への参加者	単位自治会	最寄りの保険取扱い業者 伊丹市社会福祉協議会(ボランティア・市民活動センター) TEL 072-780-1045
自治会保険 (賠償責任保険、 傷害保険)	自治会活動中の傷害事故や招待客などへの傷害見舞い費用などへの補償	自治会活動への参加者	単位自治会	最寄りの保険取扱い業者
防犯協会員団体総合保障保険制度 (賠償責任保険、 傷害保険)	防犯活動中のケガや賠償責任を補償	防犯活動従事者	防犯協会各支部 単位自治会	伊丹防犯協会
兵庫県ボランティア・市民活動災害共済 (賠償責任保険、 傷害保険)	ボランティア活動中(往復途上を含む)の事故に対する補償	市社協に登録された団体及び個人ボランティア	左記団体及び個人ボランティア	伊丹市社会福祉協議会(ボランティア・市民活動センター) TEL 072-780-1045
		スクールガード(見守りボランティア)登録者	伊丹市 ※2	伊丹市教育委員会事務局学校教育部 保健体育課 TEL 072-784-8087 ※登録は保健体育課または各小学校へ

※1 自治会連合会として加入しているため、単位自治会での加入手続きは不要です。

※2 市のスクールガードに登録されている場合は、市が保険料を負担します。

また、登録は初年度のみで自動更新となります。(年度ごとの登録手続きは不要です。)

詳細については各問い合わせ先まで

# 参考資料

各種団体の活動内容と事務局	．．．．．	P 3 6
スポーツクラブ21、自主防災組織	．．．．．	P 3 8
災害に備え知っておきたいこと	．．．．．	P 3 9
リーフレット「あなたも自治会へ」	．．．．．	P 4 0
住宅開発情報の提供	．．．．．	P 4 2
(自治会加入への早期アプローチ)		
安全・安心見守りネットワークについて	．．．．．	P 4 3
スクールガードについて		
電話帳(自治会が関連する行政・関係機関)	．．．．．	P 4 4

# 各種団体の活動内容と事務局（1 / 2）

団体名	概要	自治会との関わり	事務局(所管)
伊丹市自治会連合会	各自治会の連携を図り、伊丹市の自治会活動を推進	各自治会長が評議員となり、各委員会を構成	市民自治部 まちづくり室 まちづくり推進課
伊丹市社会福祉協議会	地域住民が主体となって地域社会における社会福祉の問題を解決し、その改善向上を図る	自治会、地区社協等とともに伊丹市内の地域福祉活動を推進	
伊丹市民生委員児童委員連合会	社会調査活動・相談活動・情報提供活動・連絡通報活動・調整活動・生活支援活動・意見具申活動	地域の福祉に係わる諸問題に関し連携して問題解決にあたる	【連合会に関する事(事務局)】 伊丹市社会福祉協議会  【民生委員に関する事】 健康福祉部 地域福祉室 地域・高年福祉課
伊丹市少年補導委員連合会	青少年の健全育成および非行防止を図るため、地域での補導活動に取り組む	自治会(ブロック)から少年補導委員を推薦	教育委員会事務局 生涯学習部 社会教育課 少年愛護センター
伊丹市保護司会	保護観察を受けている人の生活状況を把握し、立ち直りに必要な指導や就学・就職に対する助言にあたる		健康福祉部 ※1 地域福祉室 地域・高年福祉課
伊丹市老人クラブ連合会	高齢社会を支える中核団体で、高齢者の生きがいづくり・健康づくりで共に支え合う地域福祉づくりを推進		健康福祉部 ※2 地域福祉室 地域・高年福祉課

※1 事務局は伊丹市保護司会更生保護サポートセンターが別途あり

※2 事務局は伊丹市老人クラブ連合会事務局が別途あり

# 各種団体の活動内容と事務局（2 / 2）

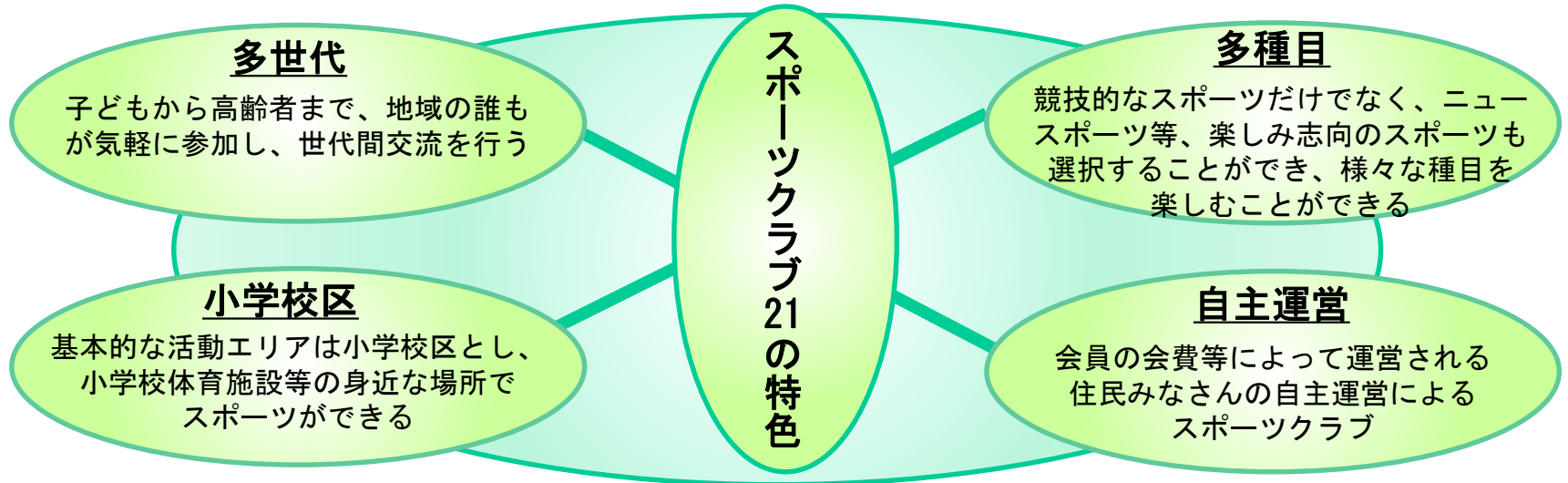
団体名	概 要	自治会との関わり	事務局(所管)
伊丹市連合婦人会	婦人の地位向上と地域社会の発展に寄与するとともに、会員相互の信頼と連携を深める		市民自治部 ※1 共生推進室 男女共同参画課
伊丹市子ども会連絡協議会	地域との交流や奉仕活動等を通じ、協調性や自主性を養う活動を行うことで、子どもの健全な育成を図る		教育委員会事務局 こども未来部 こども若者企画課
スポーツクラブ21	生涯スポーツの推進を目的とし、全小学校区に存在。年代を問わず多種目のスポーツ活動を実施		教育委員会事務局 生涯学習部 スポーツ振興課
伊丹市少年育成協会	青少年の非行を防止し、家庭や地域社会および学校と連携を密にしながら、健全な青少年の育成に寄与する	自治会として同協会に加入し青少年の健全育成に協力（任意加入）	教育委員会事務局 生涯学習部 社会教育課 少年愛護センター
伊丹心身障害対策市民懇談会	心身障害者・児の社会参加を促し、市民が連帯して障がいのある方と共に生きるまちづくり運動を推進	手をつなぐ愛のバザーへの協力（任意協力）	健康福祉部 ※2 地域福祉室 障害福祉課
自主防災組織	近隣住民相互の助け合い精神に基づき、自主的な防災活動を行うことにより、地震・火災その他の災害による被害の防止及び軽減を図る	自治会を基本単位として結成される組織で活動（一部、独自組織あり）	伊丹市消防局 管理室 予防課
伊丹防犯協会	地域に密着した自主防犯活動の推進、防犯意識の高揚、青少年の健全育成などの地域安全活動を積極的に展開することにより、安全で安心な住みよいまちづくりに寄与する。 ※少年補導員を管轄		伊丹防犯協会事務局 （伊丹警察署内）

※1 事務局（所管）ではなく、連絡先は別途あり

※2 事務局は伊丹心身障害対策市民懇談会事務局が別途あり

# スポーツクラブ21

伊丹市では、小学校区を基本単位に地域の誰もが参加できる、地域住民の自発的・主体的運営によるスポーツクラブ21が設置されている。



## 自主防災組織（自主防災会）

### ■自主防災組織（自主防災会）とは？

大規模な災害が起きたときに、地域住民がお互いに助け合い被害を軽減するために、自治会等を単位として結成される組織。（ただし、一部独自の組織で結成されているものもある。）

「自分たちの地域は自分たちで守ろう」とする住民の自主的な活動で、いざという時は初期消火・応急手当・避難誘導等を行なう。

平常時は、防災訓練や啓発活動などを行なう。

### ■主な活動内容

平常時：防災資機材の整備、備蓄品の管理、消火訓練、避難訓練など

災害時：住民の避難誘導・安否確認、負傷者の救出救護、食料・飲料水の調達と炊き出しなど

### ■結成状況（令和5年4月1日現在） 197自主防災会





# 災害に備え知っておきたいこと

いたみ防災ネット



Android



iOS

LINE

伊丹市防災



## ①避難情報について

- ・正しい避難情報を手に入れる  
(FMいたみ・屋外拡声器・いたみ防災ネット・LINE伊丹市防災・伊丹市ホームページ など)



itami@bosai.net に空メールを送信することで、登録できる。

スマートフォンアプリ版: 右記のQRコードを読み取ってダウンロードしてください。

## ②避難場所について

- ・地域の緊急避難場所、避難所、避難ルートなどを調べておく

## ③防災マップ(ハザードマップ)について

- ・ハザードマップ(洪水・土砂災害・高潮、内水の2種類)の最新版は伊丹市危機管理室(市役所東側 防災センター2階)にて希望者へ配布します。
- ・Web版伊丹市防災マップで、より詳細に閲覧することができる  
右の二次元コードをスマートフォン等で読み取るか、「Google」等の検索サイトで、「伊丹市 防災マップ」と検索してください。



自治会長の皆様、ご自身の安全を最優先に行動してください



# リーフレット「あなたも自治会へ」(表)

## ご近所同士のつながりで 災害時等に あなたを守る自治会

1995年1月17日に起きた阪神・淡路大震災では、近隣住民による迅速な安否確認や避難誘導、瓦礫下からの救出などにより、多くの尊い生命が助けられました。

災害が発生した時、

「〇〇さんがいない！」

「〇〇さん宅は〇〇人家族！」

このような情報は、日頃からの顔なじみであることから得られ、それが迅速な安否確認や救助につながります。

隣近所をはじめとする地域コミュニティにおけるこのような顔なじみの関係は、福祉、防災・防犯活動や清掃活動など、自治会の様々な活動を通じて築かれています。

自分の身は自分で守ることは言うまでもありませんが、いざという時にあなたを守ってくれるのは地域コミュニティの基本となる自治会です。



## 伊丹市自治会連合会って？

住民中心で心豊かな活力ある住みよいまちを築くため、伊丹市や関係機関、団体と協働してまちづくり活動に取り組む団体で、市内の約200の自治会により組織されています。

福祉・環境・生活安全など暮らしに密着した分野での学習・調査活動や、各自治会間の交流・連携を図るため、研修会や交流事業を行うとともに、市とのパイプ役となって自主自律のまちづくりを推進しています。



## 伊丹市自治会連合会事務局

伊丹市 市民自治部  
まちづくり室 まちづくり推進課

〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地  
TEL 072-780-3533  
FAX 072-784-8130

※自治会連合会に関するこの他、自治会や地域活動などに関することは、上記までお問合せください。

# あなたも 自治会へ

自治会活動に参加しましょう



## 伊丹市・伊丹市自治会連合会

あなたの自治会は、

\_\_\_\_\_自治会 \_\_\_\_\_自治会長です。

連絡先 住所： \_\_\_\_\_

TEL： \_\_\_\_\_





# リーフレット「あなたも自治会へ」(裏)

## 自治会とは？

自治会は、自分たちが住んでいる地域をより住みやすくするために、住民が主体となって自主的に活動している任意組織です。

一人ひとりのつながりを深め、ふれあいの輪を広げ、より心豊かな活力ある住みよいまちづくりのために、大きな役割を果たしています。

日常生活に密着し、ごみ問題・地域福祉・道路・防災・防犯など、多くの分野において、地域での共通課題の解決のために自治会活動は必要不可欠なものです。

自治会は地域一人ひとりの力で  
支えあっています。

あなたも自治会活動の担い手です。



## 自治会の主な活動って？



自治会では、隣近所をはじめとする地域の方との連携、助け合いのほか、様々な活動をしており、市などからの情報とあわせて、文書回覧や掲示板により、自治会員の皆さんにお知らせしています。主な活動は以下のとおりです。

### 安全・安心のまちづくり

- 子どもの見守り活動（登下校時など）
- 防犯活動や防災訓練の実施などの地域安全活動



### 環境

- 地域清掃や花壇の管理などの環境美化活動
- ごみステーションの設置調整・管理



### 福祉

- 高齢者の見守り活動
- 高齢者対象のサロン



### 地域との交流・活性化

- バス旅行などのレクリエーション活動
- 夏祭り（盆踊り）、秋祭りなどの活動
- 文化祭やクリスマス会などの文化事業
- グラウンドゴルフ大会などの各種スポーツ大会
- もちつき大会などの各種ふれあい交流事業



### 自治会への加入方法

お住まいの地域の自治会長・自治会役員へお声がけください。

もし、自治会長等の連絡先がわからない場合は、ご近所の方に聞いていただくか、

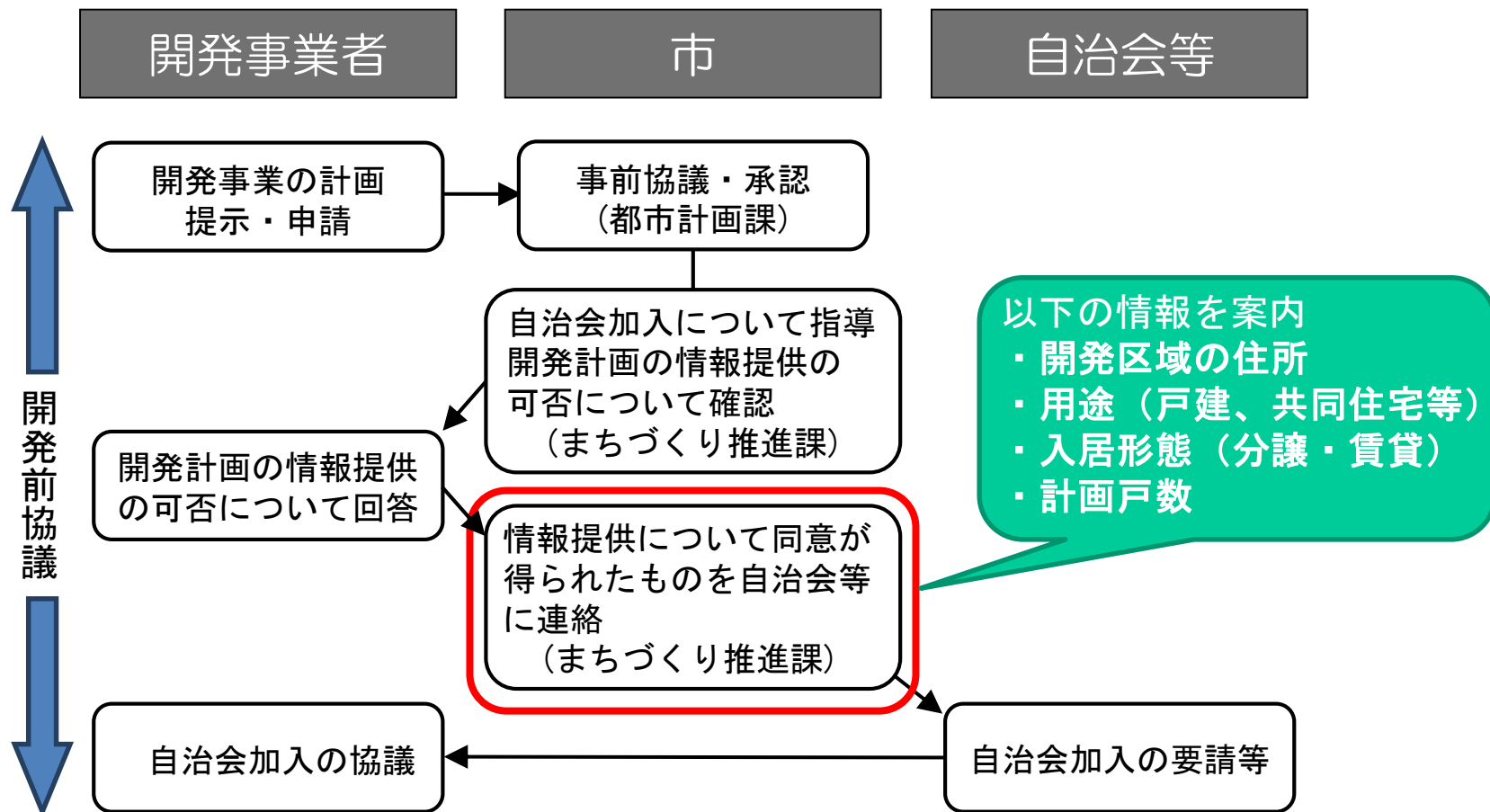
伊丹市役所まちづくり推進課  
☎072-780-3533

までお問合せください。



# 住宅開発情報の提供（自治会加入への早期アプローチ）

- ① 2戸以上の住宅開発の場合、開発事業者から市に申請が行われる
- ② 開発事業者から開発情報の提供についての同意が得られた場合  
該当の自治会長やブロック長に対して開発情報の提供を行う



# 安全・安心見守りネットワークについて

- 犯罪の抑止、事件・事故の早期解決、災害対策等を目的に、市内1,200箇所に設置。
- カメラと合わせてビーコン受信器を整備し、子どもや認知症高齢者等の位置情報を保護者にお知らせする「まちなかミマモルメ」を官民協働事業として実施。



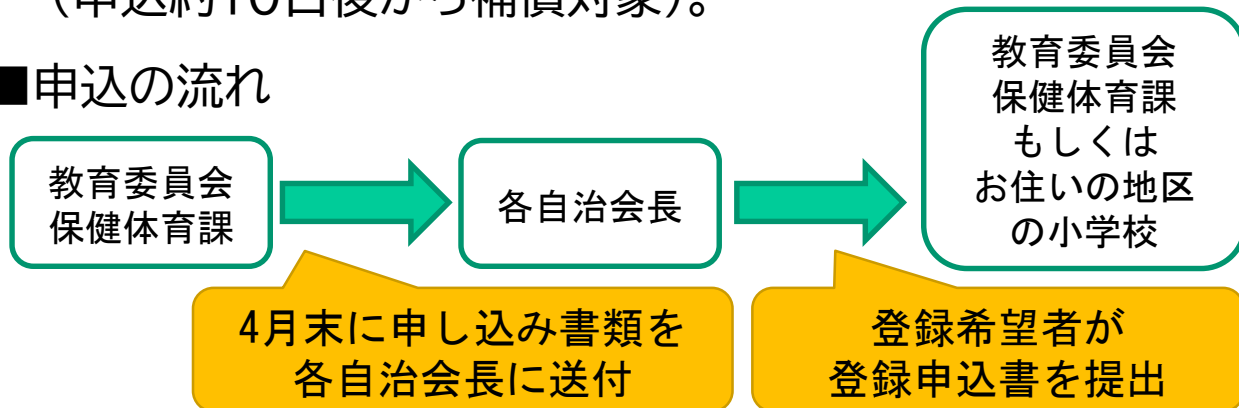
伊丹市では、安全・安心見守りカメラの管理、運用について、条例で厳格に規定し、肖像権やプライバシーの保護に配慮している。  
市職員が画像を確認することや、市民からの要望で画像を直接市民に提供することはない。  
画像の提供については捜査等で警察等からの照会があった時のみ行っている。

## スクールガードについて

### ■スクールガードとは？

- 子どもたちを交通事故や不審者から守ることを目的として、登下校時などにおいて見守りボランティアとして活動していただくもの。
- 登録することで、伊丹市がボランティア保険の加入費用を支援（申込約10日後から補償対象）。

### ■申込の流れ



一度登録することで、次年度以降は自動的に継続。  
(年度ごとの申込不要)

活動を辞退される場合は、辞退届を教育委員会保健体育課もしくはお住いの地区の小学校へ提出。



## 電話帳（自治会が関連する行政・関係機関）

行政・関係機関	住所	電話番号
まちづくり推進課	伊丹市千僧1-1	TEL 072-780-3533 FAX 072-784-8130
伊丹市役所(代表)	伊丹市千僧1-1	072-783-1234(代表) ※休日・夜間は、 守衛室:072-784-8181 まで
伊丹市上下水道局	伊丹市昆陽1-1-2	072-783-1600
伊丹市消防局	伊丹市昆陽1-1-1	072-783-0123
伊丹警察署	伊丹市千僧1-51-2	072-771-0110
少年愛護センター	伊丹市千僧1-1 (総合教育センター3階)	072-780-3540
消費生活センター	伊丹市宮ノ前2-2-2 (伊丹商エプラザビル1階)	072-772-0261
環境クリーンセンター	伊丹市岩屋2-2-8	072-782-0968
市民まちづくりプラザ	伊丹市昆陽池2-1 (スワンホール1階)	072-780-1234